

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第九号

一八四、四九一

委員長 新 海 治 夫

平成二十年  
三月十三日

## 山梨県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年三月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

選挙区名 三分の一の数

西八代郡 五〇六七

南巨摩郡 一二、四九一

南都留郡 一一、〇八四

甲府市 五二、九九八

富士吉田市 一四、一四二

都留市・西桂町 九、九五〇

山梨市 一〇、五二五

大月市 一、一、〇八四

韮崎市 一、一、〇八四

南アルプス市 一、一、〇八四

北杜市 一、一、〇八四

甲斐市 一、一、〇八四

笛吹市 一、一、〇八四

上野原市・北都留郡 一、一、〇八四

甲州市 一、一、〇八四

中央市・中巨摩郡 一、一、〇八四

## 選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会  
委員長 新 海 治 夫

山梨県選挙管理委員会告示第七号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年三月十三日

## 山梨県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年三月十三日

山梨県選挙管理委員会

山梨県公報号外

第九号

平成二十年三月十三日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番